

**TEPCO**

# ビジネスガス「セット割」

---

令和6年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社



## 料金その他の供給条件の内容

### ビジネスガス「セット割」

#### 1 対象となるお客さま

この料金表〔ビジネスガス「セット割」〕(以下「この料金表」といいます。)は、次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、当社が指定する契約種別(当社ホームページにおいてお知らせいたします。)の電気の需給契約と、当社が指定する主契約料金表(当社ホームページにおいてお知らせいたします。)のガスの需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この供給条件により算定された料金と(1)に該当するガスの料金を継続して一括して請求できること。

#### 2 料金表の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この料金表を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の料金表〔ビジネスガス「セット割」〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の料金表〔ビジネスガス「セット割」〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの料金表を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この料金表を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更在先だつて、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならび

に当社の名称および所在地について、この料金表の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

### 3 契約の成立および契約期間

- (1) ビジネスガス「セット割」は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、ビジネスガス「セット割」が成立した日から、ビジネスガス「セット割」が消滅する日までといたします。
- (3) 当社がビジネスガス「セット割」を終了する場合の契約期間の終期は、(2)にかかわらず、ビジネスガス「セット割」を終了する日といたします。

なお、この場合には、ビジネスガス「セット割」を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

### 4 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日の直後の計量期間等の始期といたします。ただし、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日に1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用が開始されていない場合は、1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用開始の日といたします。

### 5 料 金

- (1) 当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約にもとづく各月の料金は、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の供給条件にかかわらず、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の供給条件によって料金として算定された金額から(2)のビジネス

ガスセット割引額を差し引いたものとしたします。

なお、ビジネスガスセット割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

(2) ビジネスガスセット割引額

1 契 約 に つ き	102円00銭
-------------	---------

## 6 ビジネスガス「セット割」の消滅

(1) お客さまがビジネスガス「セット割」を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

(2) ビジネスガス「セット割」は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日にビジネスガス「セット割」が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、ビジネスガス「セット割」を解約することがあります。

イ お客さまが電気の需給契約を廃止される場合または電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）33（解約等）（1）に準じて当該需給契約を解約する場合

ロ 1（対象となるお客さま）（1）または（2）を満たさなくなった場合

## 7 そ の 他

(1) ビジネスガスセット割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものとしたします。

(2) その他の事項については、需給約款または当社が指定する契約種別の供給条件に定めるところによるものとしたします。

## 附 則（実施期日）

この料金表は、令和6年4月1日から実施いたします。